

下北地域公共交通計画策定事業業務委託プロポーザル
審査基準

1 審査の基本方針

- (1) 審査委員1人あたりの持ち点は100点とする。
- (2) 各審査委員の評価点の合計が最も高い企画提案者を選定する。
【持点：100点×審査委員5人＝500点】

2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、下表のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点	
(1) 業務の理解度	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案であるか。	5	10
	業務のスケジュールは適切か。	5	
(2) 応募者の確実性	過去に類似業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。	5	15
	専門知識を有した者の配置など、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。	5	
	発注者との業務分担や連携について明確であるか、円滑に進められるか	5	
(3) 基礎調査	現行の下北地域公共交通網形成計画の検証方法についての着眼点、分析力、考察力が優れているか。	10	30
	下北地域における公共交通の特性を把握する視点を持ち、工夫がされているか。	10	
	アンケート調査や乗降調査等に関する有用な考え方を示しているか。	10	
(4) 計画の策定支援	下北地域における公共交通の特性を理解し、地域の強みや課題等を的確にとらえる提案であるか。	10	30
	下北地域における公共交通が今後取り組むべき方向性を示すために必要な考え等が的確であり、効果的かつ実現性の高い提案となっているか。	15	
	提案内容について、図表やイメージ等を効果的に使い、説得力があり、分かりやすいか。	5	
(5) 総合的判断	仕様書記載の内容が漏れなく達成されているか。	5	15
	見積金額は妥当であるか。	5	
	仕様書に示した内容以外の独自の提案など、創意工夫のある優れた提案がなされているか。	5	